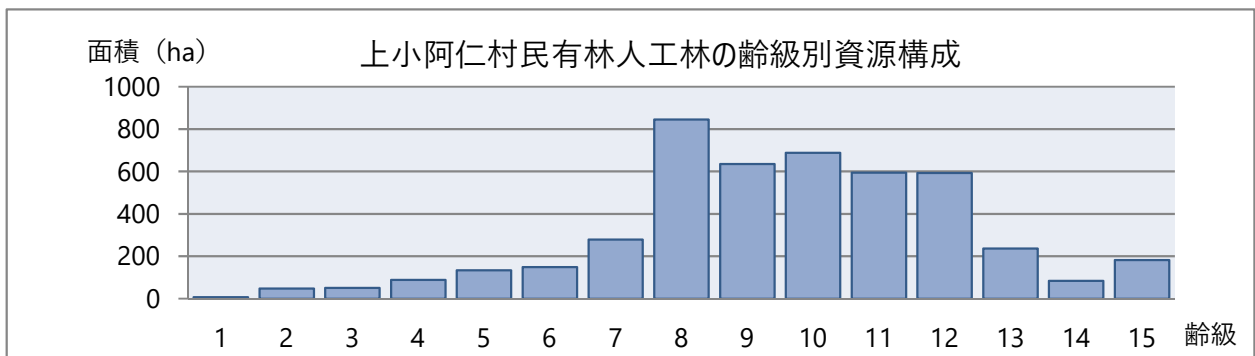


# 森林整備促進対策事業

森林の有する公益的機能、人工林の質的向上と森林資源の整備を図るため、適正な整備を行う事業に要する経費の一部を補助しています。

村の民有林の資源構成は林齢に偏りがあり、このまいくと森林が有する公益的機能が失われてしまいます（下図）。

このことから、さらに森林整備を促進し木材利用の循環を図るため、令和4年度から当事業を改正し、対象施業の追加と上限額を引き上げました。



## ○補助対象事業

森林環境保全直接支援事業の交付決定を受けた事業

## ○補助対象事業及び補助額

### 1) 間伐事業

実際に要した経費の25%以内（上限100,000円/ha）

### 2) 枝打事業

実際に要した経費の25%以内（実質自己負担は7%程度）

### 3) 植栽事業

実際に要した経費から県補助金を差し引いた額

### 4) 下刈事業

実際に要した経費の25%以内（実質自己負担は3～7%程度）

## ○その他（自力施行）

補助事業の交付決定を受けていない植栽についても、実際に要した経費の60%を補助します。（自己負担は40%）

※補助金算定については、秋田県が定めた標準単価を上限とします。

森林経営計画  
の作成が必要

実質自己負担なしで植栽



秋田県上小阿仁村